

福岡県公報

平成三十年十一月六日
第四千四十一号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四百四号

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十一月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程(平成七年二月十日福岡県選挙管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式その二を次のとおり改める。

第1号様式その2（ビラ作成の契約届出書の様式）（第1条関係）

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏名あて

年 月 日執行

選挙（ 選挙区）

候補者 氏 名 印

記

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第二号様式その二を次のとおり改める。

第2号様式その2（ビラ作成枚数確認申請書の様式）（第2条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏名あて

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者 氏 名 印

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に、候補者から福岡県（市町村支援課）に提出してください（県議会議員選挙において地方書記室が設置されている場合には、地方書記室に提出してください。）。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第三号様式その二を次のとおり改める。

第 3 号様式その 2 (ビラ作成枚数確認書の様式) (第 2 条関係)

確認番号 第 号

ビラ作成枚数確認書

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第 9 条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、福岡県に支払を請求することはできません。

第五号様式その一を次のとおり改める。

第 5 号様式その 1 (ビラ作成証明書の様式) (第 4 条関係)

ビラ 作 成 証 明 書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が福岡県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、福岡県に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合

$$\text{円 銭} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

ロ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\text{円} + \frac{\text{円 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$

当該作成枚数

= 単価

(1 銭未満の端数は切上げ)

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

第六号様式その二を次のとおり改める。

第6号様式その2 (請求書の様式) (第5条関係)

請 求 書
(ビラの作成)

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する
条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

福岡県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福岡県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

附則

この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。